

別表 1（第 2 条関係）

区分	事業所・施設
1 居住系サービス事業所	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム
	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護を提供する事業所
	介護保険法第 8 条第 10 項に規定する短期入所療養介護を提供する事業所
	介護保険法第 8 条第 11 項に規定する特定施設入居者生活介護を提供する事業所
	介護保険法第 8 条第 19 項に規定する小規模多機能型居宅介護を提供する事業所
	介護保険法第 8 条第 20 項に規定する認知症対応型共同生活介護を提供する事業所
	介護保険法第 8 条第 21 項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を提供する事業所
	介護保険法第 8 条第 22 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設
	介護保険法第 8 条第 23 項に規定する看護小規模多機能型居宅介護を提供する事業所
	介護保険法第 8 条第 27 項に規定する介護老人福祉施設
	介護保険法第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設
	介護保険法第 8 条第 29 項に規定する介護医療院
	介護保険法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防短期入所生活介護を提供する事業所
	介護保険法第 8 条の 2 第 8 項に規定する介護予防短期入所療養介護を提供する事業所
	介護保険法第 8 条の 2 第 9 項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を提供する事業所
	介護保険法第 8 条の 2 第 14 項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する事業所
	介護保険法第 8 条の 2 第 15 項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する事業所
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 8 項に規定する短期入所を提供する事業所（ただし、区立施設は除く。）

	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 10 項に規定する施設入所支援を提供する事業所（ただし、区立施設は除く。）
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 17 項に規定する共同生活援助を提供する事業所（ただし、区立施設は除く。）
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 3 項に規定する事業で新宿区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年新宿区規則第 60 号）第 35 条第 2 項第 2 号に規定する福祉ホーム（ただし、区立施設は除く。）
2 通所サービス事業所	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援を提供する事業所（ただし、区立施設は除く。）
	児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する放課後等デイサービスを提供する事業所（ただし、区立施設は除く。）
	介護保険法第 8 条第 7 項に規定する通所介護を提供する事業所を提供する事業所
	介護保険法第 8 条第 8 項に規定する通所リハビリテーションを提供する事業所
	介護保険法第 8 条第 17 項に規定する地域密着型通所介護を提供する事業所
	介護保険法第 8 条第 18 項に規定する認知症対応型通所介護を提供する事業所
	介護保険法第 8 条の 2 第 6 項に規定する介護予防通所リハビリテーションを提供する事業所
	介護保険法第 8 条の 2 第 13 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護を提供する事業所
	介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第一号通所事業を提供する事業所
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 7 項に規定する生活介護を提供する事業所（ただし、区立施設は除く。）
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 12 項に規定する自立訓練を提供する事業所（ただし、区立施設は除く。）
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5

	条第 13 項に規定する就労移行支援を提供する事業所（ただし、区立施設は除く。）
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 14 項に規定する就労継続支援を提供する事業所（ただし、区立施設は除く。）
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 9 号に規定する地域活動支援センター（ただし、区立施設は除く。）
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 3 項に規定する事業で新宿区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 35 条第 2 項第 1 号に規定する障害児等タイムケアを提供する事業所（ただし、区立施設は除く。）